

関節ファシリテーション (SJF) 学会 インストラクター 制度規約

1. 目的

- 1.1. 関節ファシリテーション (以下SJF) の知識・技術を普及するための講義・実技指導者を育成するための制度である。

2. 受験資格

2.1. インストラクター

必須項目

- ・ SJF学会会員であること。
- ・ 入会し5年以上の継続会員であること。
- ・ 教育・研究コースを履修。
- ・ SJF技術研修会 基礎コースあるいはアドバンスドコースの講師経験者あるいは支部勉強会の主講師経験者であること

選択項目

- ・ 講座受講や講師歴により取得できる別紙のポイントを合計400ポイント以上取得すること。
- ・ インストラクターによる推薦
支部勉強会・活動への参加, 全国学術大会への参加・発表等を考慮し推薦する。
インストラクター2名以上の推薦を必要とする。

2.2. シニアインストラクター

必須項目

- ・ インストラクター資格取得後, 5年以上経過しているもの。
- ・ シニアインストラクターによる推薦。
支部勉強会・活動への参加, 全国学術大会への参加・発表等を考慮し推薦する。

3. 試験内容・日程

- 3.1. インストラクター試験は筆記・実技試験を行う。筆記試験に合格したもののみ実技試験を受験できる。
シニアインストラクター試験は実技試験のみ行う。
- 3.2. 年に1回開催する。筆記試験は2月頃, 実技試験は3月頃に行う。
- 3.3. 更新は5年ごとに行い, 実技試験を行う。
- 3.4. 事前勉強会を開催する。
- 3.5. 合格者には認定書を発行する。認定証の有効期限は5年とする。
- 3.6. 筆記試験受験料は15,000円, 実技試験受験料は15,000円とする。
- 3.7. 実技試験不合格者は, 繰り返し受験可能である。
- 3.8. 筆記試験受験開催最低人数は10名とする。

4. インストラクター活動について

- 4.1. 独自にSJF技術指導・講座を開催できる。ただしSJF学会本部 亀井への届出を必要とする。
- 4.2. SJF技術研修会主講師・補助講師を受け持つ。
- 4.3. インストラクター受講希望者の推薦。
- 4.4. インストラクターおよびシニアインストラクターは前述表内ポイントを1年間に80ポイント以上取得しなければいけない。取得できない場合は資格失効となる。
- 4.5. インストラクターは年に1回以上、普及活動に努めること。
- 4.6. 諸事情によりインストラクター活動が行えない場合は, SJF学会本部へ届け出ること。
活動休止期間は最長2年とする。

本規約は令和4年7月3日から施行する。

本規約は令和5年3月11日から施行する。

本規約は令和5年9月16日から施行する。

本規約は令和5年9月17日から施行する。

本規約は令和6年4月24日から施行する。

本規約は令和6年5月29日から施行する。